

1. 事業年度 / 4月1日から翌年3月31日まで
2. 基準日 / 定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
3. 定時株主総会 / 6月
4. 株主名簿管理人 / 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
5. 同事務取扱場所 / 〒810-0001 福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社 福岡支店 電話 092-741-0284  
郵便物送付電話照会先 〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 日本証券代行株式会社 代理人部 電話 ☎0120-707-843
6. 公告の方法 / 当社ホームページに掲載する
7. 公告掲載URL / <http://www.nishitetsu.co.jp/nnr/>

## お知らせ

### ■単元未満株式の買取・買増請求についてのご案内

ご所有株式数のうち、1,000株未満の株式(単元未満株式)は、市場で売却できませんが、次のいずれかの方法により整理することができます。

#### ①買取請求

ご所有の単元未満株式を当社に市場価格で売却する方法

(例)ご所有株式数  
450株

450株分の売却代金を  
受け取れます。

#### ②買増請求

ご所有の単元未満株式と併せて1,000株となる数の株式を当社より市場価格で購入する方法

(例)ご所有株式数  
450株

550株を買増して  
1,000株にすることができます。

※お手続きにつきましては、お取引の証券会社または日本証券代行(下記お問い合わせ先)にお問い合わせください。  
※①、②に係る手数料は無料としております。(証券会社での取次手数料等につきましては、各証券会社にお問い合わせください。)

### ■特別口座からの振替についてのご案内

証券会社の口座で管理されていない株式は、当社が日本証券代行(下記お問い合わせ先)に開設した「特別口座」で管理されております。「特別口座」は、証券会社口座とは異なり、株式を売買するための口座ではございませんので、「特別口座」に記録された株式をご所有の株主さまは、証券口座への株式の振替をご検討くださいますようお願いいたします。

### ■株式等に関するマイナンバーお届出のご案内

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されています。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、お取引の証券会社または日本証券代行(下記お問い合わせ先)にお届出ください。

### ■単元株式数の変更および株式併合について

当社は、平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さまの所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。これにより、株主さまの所有株式数は5分の1となりますが、1株あたりの純資産額は株式併合前の5倍となるため、株式市場の変動等の他の要因を別にすれば、株主さまが所有している当社株式の資産価値が変わることはございません。

株式併合後の株主さまの所有株式数や1株未満の端数が生じた場合の処分方法および処分金のお支払い等につきましては、平成29年10月1日以降、別途ご案内いたします。

なお、この単元株式数の変更および株式併合に伴う株主さまによる特段のお手続きの必要はございません。

特別口座管理機関 日本証券代行株式会社 ☎0120-707-843

毎年3月31日および9月30日現在の株主さまに対して、そのご所有株式数に応じて次のとおり株主優待乗車証(定期券方式)、株主優待乗車券(回数券方式)、西鉄グループ優待カードおよび株主優待券を発行いたします。

## 1.優待の種類

### ①株主優待乗車証(定期券方式)

- ・何度でもご乗車いただける乗車証です。
- ・記名ご本人さま以外の方もご使用いただけます(一枚で一人さま有効です)。
- ・電車全線では天神大牟田線、貝塚線をご利用いただけます。
- ・地区限定バス全線では指定地区内の一般路線バス(当社の指定する子会社の一般路線を含みます)をご利用いただけます。
- ・バス全線では一般路線バスおよび当社の指定する高速路線バス(当社の指定する子会社の一般路線および高速路線を含みます)をご利用いただけます。
- ・地区限定バス全線およびバス全線では、会員バス、「FUKUOKA OPEN TOP BUS」、大島島内周遊バス「グランシマール」およびコミュニティバスはご利用いただけません。

### ②株主優待乗車券(回数券方式)

- ・電車またはバスを一枚で一人さま一回(片道)ご利用いただけます。
- ・電車では天神大牟田線、貝塚線をご利用いただけます。
- ・バスでは一般路線バス(当社の指定する子会社の一般路線を含みます)をご利用いただけます。
- ・高速路線バス、会員バス、「FUKUOKA OPEN TOP BUS」、大島島内周遊バス「グランシマール」およびコミュニティバスはご利用いただけません。

### ③西鉄グループ優待カード

- ・西鉄グループの対象会社においてご飲食・ご宿泊等ご利用の際に割引の優待をいたします。

### ④株主優待券

- ・「かしかえんシルバニアガーデン」の入園、または「チャチャタウン小倉」の観覧車にご利用いただけます。

## 2.発行基準

ご所有株式数	株主優待乗車証 (定期券方式)	株主優待乗車券 (回数券方式)	西鉄グループ 優待カード	株主優待券
1,000株以上 3,000株未満	—	—	—	4枚
3,000株以上 10,000株未満	—	4枚	1枚	4枚
10,000株以上 20,000株未満	—	8枚	1枚	4枚
20,000株以上 30,000株未満	—	12枚	1枚	4枚
30,000株以上 40,000株未満	電車全線または地区限定バス全線いずれか1枚(注)	—	1枚	4枚
40,000株以上 67,000株未満	電車全線またはバス全線どちらか1枚(注)	—	1枚	4枚
67,000株以上	電車・バス全線1枚(注)	—	1枚	4枚

(注:株主優待乗車証(定期券方式)の発行について)

- ・乗車証は、ご請求により発行いたします。各基準日までに請求書を当社株主名簿管理人事務取扱場所にご提出ください。
- ・通用期間中に乗車証の種類を変更することはできません。次の通用期間から変更する場合は、基準日までに改めて請求書をご提出ください。
- ・乗車証は、株主さまお一人につき最大5枚まで発行いたします。ただし、2枚目以降は、各乗車証の最低発行基準株式数の5倍の株式数が必要となります。
- ・株主であるご家族の株式数を合算して発行基準株式数に達する場合も、乗車証をご請求いただけます。合算可能な人数や範囲、必要なお手続き等、詳しくは右記までお問い合わせください。

## 3.発行基準日、発行日および通用期間

種類	基準日	発行日	通用期間
株主優待乗車証 (定期券方式)	3月31日	5月下旬	6月1日から11月30日まで
	9月30日	11月下旬	12月1日から翌年5月31日まで
株主優待乗車券 (回数券方式) 西鉄グループ優待カード 株主優待券	3月31日	6月下旬	到着日から翌年1月10日まで
	9月30日	11月下旬	到着日から翌年7月10日まで

※次回(平成29年11月)の株主優待をお受けいただくためには平成29年9月26日(火)までに証券会社にて株式をご購入ください。

## 株主優待についてのお問い合わせ先

西日本鉄道株式会社 法務コンプライアンス部  
電話 ☎0120-241-235  
受付時間 9:00~17:50(土日祝を除く)

株主優待制度の詳細については  
当社グループホームページでもご案内しています。

ホームページアドレス  
<http://www.nishitetsu.co.jp/>